

R3年度給水装置工事設計施工要領 改定対比表

項目	ページ	行	旧	新
第1章第2節	5	1	3. 排水に関する受認義務 公共下水道が設置されている公道に面しておらず、他人の土地・排水設備を使用しなければならない場合(下水道法第11条)～「前条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。…」とあるように設置義務者が排水設備を設ける場合、必要最小限で他人の土地及び排水設備を使用できることとなっている。(利益割合に応じた費用負担を伴う。)	4. 排水に関する受忍義務等 排水設備を公共下水道へ接続する際、敷地が公道に面していれば接続は可能だが、公道に面しておらず、他人の土地又は排水設備を使用しなければ接続できない場合がある。下水道法第11条では、他人の土地又は排水設備を使用しなければ接続できない場合は、最も損害の少ない方法等を選択することを前提に可能としている。 また、同法において、他人の土地を使用し、当該使用により他人に損失を与えた場合は、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
第4章第1節	P56	1	第4章 手続き	第4章 排水設備の工事申請
	P56	2	第1節 計画の確認	第2節 施工計画の確認
	P56	3	4. 排水設備工事の流れ	1. 排水設備工事の流れ(指定工事店の業務工程)
	P56	4	工事申込者から排水設備工事の依頼を受け、契約する。	工事申込者から排水設備工事の依頼を受け、契約すること。
	P56	5	～関係官公庁、利害関係等を調査・協議する。	～関係官公庁、利害関係等を調査・協議すること。
	P56	7	工事着手予定日の15日前までに提出、	工事着手予定日の15日前までに水道局に提出すること。
	P56	8	給水装置工事が伴う場合、一括して提出する。	給水装置工事が伴う場合、一括して提出すること。
	P56	9	水道局で審査する。	水道局で申請書類の審査を行う。
	P56	12	排水設備工事責任技術者は設計施工要領に基づき、施工する。	排水設備工事責任技術者は排水設備設計施工要領に基づき、施工すること。
	P56	17	水道局職員による完成検査。	水道局で完成検査を行う。
	P56	19	1. 申請及び関係書類の提出と確認	2. 申請書類提出
	P56	21	工事着手は、計画確認を受け、水道局の使用材料検査を受けてからとする。	工事着手は、水道局から排水設備等計画確認書の交付を受けてからとする。
	P56	25	同意を得て確認申請書に署名、捺印してもらう。	同意を得て確認申請書に署名してもらう。
	P56	27	計画図、及び竣工図に配置位置等を記載する。	排水設備台帳図に配置位置等を記載する。
	P56	29	その他、道路占用等必要な書類を添付する。	その他、道路占用等に必要な書類を添付する。
	P57	3	(必要書類一覧 提出書類 中央揃)	(必要書類一覧 提出書類 左詰)
	P57	19	2. 関係機関への周知	3.関係機関への周知
	P57	20	工事着手の前に占用など、関係機関との事前調整を行う。	工事着手の前に道路占用など、関係機関(道路管理者)との事前調整を行う。
	P57	22	3. 設計変更及び工事の取消	4. 設計変更及び工事の取消
	P57	23	設計内容を変更する場合、排水設備工事の申し込みを取り消す場合は、速やかに連絡すること。	設計内容を変更する場合や、排水設備工事の申し込みを取り消す場合は、速やかに市に連絡すること。
	P57	24	その変更について確認を受けなければならない。	その変更について着工前に市の確認を受けなければならない。

R3年度給水装置工事設計施工要領 改定対比表

項目	ページ	行	旧	新
第4章第2節	P57	26	第2節 検査	第2節 竣工の確認
	P57	27	1. 立会検査	2. 完成検査
	P57	41	(追記)	②公共樹と閉止箇所的位置と距離(30cm以内)が分かる写真
	P58	7	(追記)	2)その他 ①前述工事写真のほか、市から指示のあった写真。 ②変更等により上記の工事写真が撮影できない場合、事前協議を行い、市の指示に従うこと。
申請書、関係書類様式、記入例	P60	7	(第1号様式) 申請者 氏名 印	(第1号様式) 申請者 氏名
	P60	23	(第1号様式) 設置義務者 氏名 印	(第1号様式) 設置義務者 氏名
	P60	26	(第1号様式) 土地所有者 氏名 印	(第1号様式) 土地所有者 氏名
	P60	29	(第1号様式) 施設所有者 氏名 印	(第1号様式) 施設所有者 氏名
	P62	8	(第3号様式) 届出人 氏名 印	(第3号様式) 届出人 氏名
	P62	20	(第3号様式) 施工者 氏名 印	(第3号様式) 施工者 氏名
	P62	26	(第3号様式) 検査者職氏名 印	(第3号様式) 検査者職氏名
	P63	6	(第13号様式) 届出者 氏名 印	(第13号様式) 届出者 氏名
	P64	7	(第14号様式) 届出人 氏名 印	(第14号様式) 届出人 氏名
	P65	6	(第6号様式) 届出人 氏名 印	(第6号様式) 届出人 氏名
	P66	18	(同意書) 所有者氏名 印	(同意書) 所有者氏名
	P67	9	(第1号様式記入例) 申請者 氏名 下水	(第1号様式記入例) 申請者 氏名
	P67	25	(第1号様式記入例)設置義務者 氏名 印	(第1号様式記入例)設置義務者 氏名
	P67	28	(第1号様式記入例)土地所有者 氏名 排水	(第1号様式記入例)土地所有者 氏名
	P67	31	(第1号様式記入例)施設所有者 氏名 印	(第1号様式記入例)施設所有者 氏名
	P69	8	(第3号様式記入例) 届出人 氏名 下水	(第3号様式記入例) 届出人 氏名
	P69	21	(第3号様式記入例) 施工者 氏名 管路	(第3号様式記入例) 施工者 氏名
	P69	27	(第3号様式記入例) 検査者職氏名 印	(第3号様式記入例) 検査者職氏名
	P70	6	(第13号様式記入例) 届出者 氏名 下水	(第3号様式記入例) 届出人 氏名
	P71	7	(第14号様式記入例) 届出人 氏名 水道	(第15号様式記入例) 届出人 氏名
	P72	7	(第6号様式記入例) 届出人 氏名 水道	(第7号様式記入例) 届出人 氏名
	P73	2	(追記)	<解説>提出様式に印字のないものは、署名を基本とする。(記名・押印可)
	P73	24	同意書の該当する項目に記入のうえ、押印が必要となる。	同意書の該当する項目に署名が必要となる。
	P74	6	排水設備工事責任技術者の氏名を記入し、押印する。	排水設備工事責任技術者の署名。